

平成 26 年 8 月
法務省大臣官房秘書課

法務本省内 LAN システム等の更新整備及び運用管理業務の民間競争入札に係る
落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づき民間競争入札を行った「法務本省内 LAN システム等の更新整備及び運用管理業務」（以下「本業務」という。）について、法第 15 条で準用する法第 13 条第 3 項及び法第 20 条第 2 項で求められる事項を公表する。

1 契約の相手方（落札者）の名称、本店所在地及び代表者の氏名

新日鉄住金ソリューションズ株式会社
東京都中央区新川二丁目 20 番 15 号
代表取締役社長 謝敷 宗敬

2 契約金額（落札金額）

1, 284, 606, 000 円（税込み）

3 本業務の実施期間

平成 26 年 6 月 13 日から平成 31 年 3 月 31 日

4 落札者の決定の理由

「法務本省内 LAN システム等の更新整備及び運用管理業務の民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（2 者）から提出のあった提案書について、評価委員 3 名により審査した結果、必須項目を満たしていたため、技術点（加算点）評価を行った。入札価格については、平成 26 年 6 月 3 日に開札したところ、予定価格の制限の範囲内で提示された。技術点と価格点の合計である総合評価点の最も高かった上記 1 の者を落札者と決定した。

【落札者の総合評価点】

1, 244 点

※ 総合評価点（満点 5,000 点）＝技術点（満点 2,500 点）＋価格点（満点 2,500 点）

5 契約に係る本業務の質の維持向上に関する措置を含む本業務の具体的な実施体制及び実施方法の概要

契約相手方（落札者）における本業務の実施体制は、プロジェクト全体責任者 1 名、統括責任者 1 名、品質管理責任者 1 名、更新整備チーム 4 名程度、運用管理責任者 1 名、運用管理要員 1 名により構成される。

公共サービスの質の維持向上を図るため、調達仕様書に、責任者を含む各要員に必要な要件を定め、当省において、要員の交代の必要があると判断したときは、1 週間前までに契約相手方（落札者）に通知の上、交代させるものとする。

6 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の内容

本業務の詳細な内容は、実施要項の2(1)エ「本省内LAN等の更新整備及び運用管理業務の内容」のとおりである。

(2) 業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 業務内容

実施要項の2(1)エ(イ)「運用管理業務に係る役務」に示す運用管理業務を適切に実施する。

イ 法務本省内LANシステム等の稼働率

稼働率は99.9%以上とし、稼働率は以下の考え方及び計算式により算出する。

また、稼働率の測定対象は、機器等を冗長化することにより可用性を高めている業務サービス（以下「測定対象サービス」という。）とする。

なお、停止時間の計測方法については、サービス停止の範囲及び利用者への影響度等を考慮し（例：グループウェアサーバの障害に係るサービス停止については、サービス全体の停止ではないものの、停止に係る利用者への影響範囲が広いため、停止時間に係数0.8を掛けて計測し、フロアスイッチの障害に係るサービス停止については、停止の影響を受ける職員数を考慮し、影響を受ける人数が全体の3割程度である場合には、停止時間に係数0.3を掛けて計測する。）、落札後に例示部分を含め当省担当職員と協議の上、決定する。

稼働率 (%) =

$$\{1 - (1 \text{ 年間の停止時間の総和}) \div (1 \text{ 年間の稼働予定時間})\} \times 100$$

(※1年間の稼働予定時間は計画停電等を除く)

ウ ヘルプデスク利用者アンケート調査結果

業務開始後、年に1回の割合でユーザ（ヘルプデスクを利用する者等）に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（回収率は95%以上）し、その結果の基準スコア（75点以上）を維持する。

- ・ 問合せから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

エ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、機密情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件とする。

オ 法務本省内LANシステム等運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件とする。

カ 保守要員到着時間

情報セキュリティインシデント又は中央合同庁舎6号館における測定対象サービ

スの停止について、障害発生から中央合同庁舎6号館に到着するまでの時間は3時間以内とする。

キ 目標復旧時間

機器等の障害について、障害発生からサービスの提供が再開するまでの時間に関して、測定対象サービスは4時間以内、その他は24時間以内（発生時間について、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下「閉庁日」という。また、閉庁日以外の日を「開庁日」という。）の前日の場合は翌開庁日の午前8時30分までとし、閉庁日の場合は翌開庁日の午後6時30分までとする。）とする。

ク 平均復旧時間

1年間に発生した機器等の障害について、発生からサービスの提供が再開するまでに要した時間の平均が4時間以内とする。

平均復旧時間（時間）＝

（1年間に発生した機器等の停止時間の総和）÷（障害件数）

（※停止時間は計画停電等を除く）

ケ 障害発生等通知時間

測定対象サービス等の停止について、障害検知から発生を当省に通知するまでの時間が10分以内、障害検知からサービス提供再開予定時刻を当省に通知するまでの時間が1時間以内（障害検知が運用管理要員の常駐しない時間帯の場合は、保守要員到着から1時間以内とする。）とする。

コ 当日中の回答率

ユーザからの問合せに対する当日中の回答率について、年間平均で95%以上とする。

サ セキュリティ関係修正プログラムに関する通知等

運用管理の対象となるソフトウェア（OSを含む。）のセキュリティ関係修正プログラムについて、製品メーカー等の発表後（製品メーカー等が日本法人でも発表する場合は、日本法人の発表後）、その旨を当省に通知するまでの時間が24時間以内（発表時間について、閉庁日の前日の場合は翌開庁日の午前8時30分までとし、閉庁日の場合は翌開庁日の午後6時30分までとする。）、対応方針を当省に通知するまでの時間が48時間以内（発表時間について、閉庁日の前日の場合は翌々開庁日の午前8時30分までとし、閉庁日の場合は翌々開庁日の午後6時30分までとする。）とする。

シ サービスレベルアグリーメントの締結

運用管理の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、上記イからサまでに示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント（以下「SLA」という。）を締結する。

なお、その他追加可能な管理指標があれば、要求水準等と共に示す。

ス SLAの改定

(7) 当省及び受託者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合

(イ) 当省及び受託者双方が必要と認めた場合

セ S L Aに係る免責事項

以下の場合、S L Aの適用外とする。

(ア) 災害又は受託者の瑕疵（かし）によらず電源供給が停止した場合

(イ) 当省又は本システム関係者の過失又は故意による障害の場合

(ウ) 受託者の瑕疵によらず障害復旧が行えない場合

(エ) 受託者の瑕疵によらず障害監視が行えない場合

(オ) 受託者の瑕疵によらず障害通知の受信ができない場合

(カ) 当省及び受託者双方の協議の上で計測の除外とした場合

(キ) 本省内L A N等に接続される独自システムが起因する場合

ソ S L Aに係る是正措置

受託者は、統括責任者を中心としたサービスレベルマネジメント（S L M）を組織し、1か月ごとのS L Aの達成状況を定例会において報告し、受託者の責による未達成項目等がある場合、受託者は以下に示すような措置により達成度合いの向上に努める。

(ア) S L Aが達成できなかった、又は達成できないおそれがある項目について、改善策（仕組みや手続の見直し等）を提示し、当省の承認を得た上で対策を講じる。また、そのために必要となる作業等は受託者の負担で行う。

(イ) 改善策の実施効果を実施の月より3か月間、1か月ごとの達成状況報告とともに報告し、当省の承認を得る。

7 契約相手方が、本業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

(1) 本業務の契約相手方が当省に報告すべき事項、当省の指示により講じるべき措置

ア 報告等

(ア) 契約相手方は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、調達仕様書に基づく各種報告書を当省に提出しなければならない。

(イ) 契約相手方は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当省に報告するものとし、当省と契約相手方が協議するものとする。

(ウ) 契約相手方は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当省から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 当省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、契約相手方に対し必要な報告を求め、又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを契約相手方に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、契約相手方に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 機密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 契約相手方は、本業務の実施に際して知り得た当省の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は受託業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が機密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ 契約相手方は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、契約相手方からの文書による申出を当省が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 契約相手方は、当省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 契約相手方は、当省の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③受託業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥契約相手方（落札者）の事業責任者及び受託業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、調達仕様書別紙9「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当省は、契約相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき契約相手方が講じるべき措置

ア 受託業務の開始

契約相手方は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

契約相手方は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により当省の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 瑕疵（かし）担保責任

(ア) 当省は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵については、引渡し後1年間は、契約相手方に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て契約相手方の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が契約相手方の責に帰すべき事由によるものである場合は、当省は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(7) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(イ) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託先の業務の履行能力等について記載した申請書及び履行体制図を提出し、承認を受けること。

なお、当省が承認した再委託の内容を再度変更しようとする場合も同じとする。

(ウ) (イ)に基づき、契約相手方が再委託先の事業者による作業を実施させる場合は、全責任を契約相手方が負うものとする。また、契約相手方は再委託先に対し、前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき契約相手方が講じるべき措置」を始めとする本調達における契約相手方の義務と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めなければならないものとする。

(エ) 契約相手方は、再委託先に対して定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、当省が本調達の適正な履行の確保のために必要があると判断した場合、契約相手方は、その履行状況について当省に報告するものとする。

オ 契約内容の変更

当省及び契約相手方は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

カ 契約の解除

当省は、契約相手方が次のいずれかに該当するときは、契約相手方に対し受託費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、契約相手方は当省に対して、受託費の総額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、契約相手方は、当省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(7) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を

継続させているとき

キ 談合等不正行為

契約相手方は、談合等の不正行為に関して、当省が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

ク 損害賠償

契約相手方は、契約相手方の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責、危険負担

当省及び契約相手方の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、契約相手方は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

契約相手方は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

契約相手方及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

契約相手方は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ス 受託業務の引継ぎ

(7) 現行受託者からの引継ぎ

契約相手方は、本業務が適正かつ円滑にできるよう現行受託者から本業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、当省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受託者及び契約相手方に対して必要な協力を行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行受託者の負担となる。

(4) 受託期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

本業務の期間満了の際、業者変更が生じた場合は、契約相手方は、次期の受託者に対し、当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用し必要な事務引継ぎ（必要な情報の開示を含む。）を行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる契約相手方に発生した経費は、契約相手方の負担となる。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当省と契約相手方との間で協議して解決する。

8 契約相手方が、本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その

損害の賠償に関し、契約により契約相手方が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、契約相手方又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は契約相手方に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は、当省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 契約相手方が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは、契約相手方は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。